

消火器の設置基準早見表

(昭和36.3.25 政令第37号)

(昭和36.4.1 自治省令第6号)

消防法施行令

消防法施行規則

設置		防火対象物	地下街	重要美術品等の建造物 重要文化財・重要民俗資料史跡 遊技場・ダンスホール クラブ等 キャバレー・カフェ・ナイト 劇場・映画館・演芸場・観覧場	倉庫 航空機格納庫 自動車車庫・駐車場 映画スタジオ・テレビスタジオ 工場・作業場 公衆浴場・ソープランド・サウナ 幼稚園・盲聾学校・養護学校 要保護施設等 養老施設・救護施設・更生施設 病院・診療所・助産所 寄宿舎・下宿・共同住宅 旅館・ホテル・宿泊所 百貨店・マーケット 飲食店 待合・料理店等 公会堂・集会場	前各号に該当しない事業場 神社・寺院・教会等 (乗降待合のみ) 停車場・船舶航空機発着場 図書館・博物館・美術館 小中学校・高校 大学・各種学校	複合用途防火対象物	特定防火対象物	法第二十六条第六項に規定する舟	小型船舶安全規制に規定する船舶	法第二十六条第六項に規定する車両
消火器設置の必要な対象物	防火対象物の延べ面積	地上3階以上の少量危険物 指定可燃物	延べ面積にかかわらず全部	150m ² 以上	300m ² 以上	当該用途の基準による	当該用途の基準による	当該用途の基準による	当該用途の基準による	当該用途の基準による	規定により消火器具を設けることとされる車両はこれらに基づく命令のくは道路運送車両法又鉄道営業法、軌道法若し
				50m ²							
				危険物の指定数量の1/5以上							
				指定可燃物のそれぞれの単位数量以上							
算定基準	基本設置	一般のもの	能力単位の数値の合計数 延べ面積又は床面積 50m ²	能力単位の数値の合計数 延べ面積又は床面積 100m ²	能力単位の数値の合計数 延べ面積又は床面積 200m ²	1) 適応する消火器具を設ける。(令別表第4) 2) 各階毎に設置する。 3) 防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する。(大型消火器の場合は30m以下) 4) 簡易消火用具は能力単位の合計数が2以上の場合1/3まで。(消火器は2/3以上必要) 5) 軽減規定 大型消火器を設置した場合は、その有効範囲内の部分について、その適応性の同一の消火器具を2分の1まで軽減できる。 消火栓、又はスプリンクラー設備をした場合は、その有効範囲内の部分について、それと適応性が同一の消火器具を3分の1まで軽減できる。 化学消火装置をした場合は、その有効範囲内の部分についてイ.それと適応性が同一の消火器具を3分の1まで軽減できる。 ロ.それと適応性が同一の大型消火器は設置しないことができる。 6) 制限規定(ハロゲン化物消火器) 換気について有効な開口部の面積が、床面積に対し30分の1以下である地階、無窓階、居室但し、ハロゲン化物消火器の内ハロン1301消火器だけが設置できる。 床面積が20平方メートル以下の場所には、二酸化炭素消火器を設置してはならない。 床面積が20平方メートル以下の場所には、ハロン1301は設置して良いがその他のハロゲン化物消火器を設置してはならない。					
				主要構造部が耐火構造で且内装制限したものの	能力単位の数値の合計数 延べ面積又は床面積 100m ²		能力単位の数値の合計数 延べ面積又は床面積 200m ²	能力単位の数値の合計数 延べ面積又は床面積 400m ²			
	附加設置	少量危険物	能力単位の数値の合計数 $\frac{\text{少量危険物の数量}}{\text{危険物の指定数量}}$								
			指定可燃物 能力単位の数値の合計数 $\frac{\text{指定可燃物の数量}}{\text{指定可燃物の単位数量} \times 50}$ (但し単位数量の500倍以上の場合は大型消火器を設置する) 大型消火器とは性能により規格で定めるA10、B20以上のものをいう。								
	附加設置	防火対象物内の多量火気	電気設備のある場所の床面積100m ² 以下毎に1個以上設けること。								
			能力単位の数値の合計数 $\frac{\text{当該場所の床面積}}{25\text{m}^2}$								